

令和6年度第5回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年8月6日(火)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第30号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第31号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第32号 農用地利用集積計画について

議案第33号 農用地利用集積等促進計画案について

(2) 報告

報告第22号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第23号 農地の転用のための届出の受理について

報告第24号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第25号 農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江
5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊
9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉
15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身
24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、28番 太田 昌宏
29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畔柳 則宏
33番 新家 和義、34番 新實 文夫、36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄
38番 山内 隆一

4 欠席委員

13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、27番 原田 隆志、35番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

(1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事

(2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は13番の加藤 健一委員と14番の内藤 成一郎委員と27番の原田 隆志委員と35番の阿部田光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは8番の太田 政俊委員と9番の神谷 六雄委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第30号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って3件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号19番 調査年月日は令和6年7月27日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号20番 調査年月日は令和6年7月31日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号21番 調査年月日は令和6年7月27日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 31 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 11 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号 45 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 27 日。本案件は、現在社会福祉事業を行っており、令和 3 年に介護職員用の研修施設を建設したが、介護職員用の駐車場が不足しているため駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地主全員が賛同していることを確認しており、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 46 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 26 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 47 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 26 日。本案件は、岡崎市発注の下水道管渠築造工事を請け負ったが、工事資材を置く資材置場が必要なため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号 48 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 25 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり湿地状態となっている申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 31 日。本案件は、市発注の道路整備工事を請け負ったが、工事で使用する資材置場が不足するため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 31 日。本案件は、現在、実家にて

両親と妹と4名で暮らしているが、結婚することが決まり、現在の住まいでは手狭なため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：申請番号 51 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 29 日。本案件は、再生可能エネルギー需要の高まりに伴い、事業を拡大するため、太陽光発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 委員：申請番号 52 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 27 日。本案件は、現在安城市内のアパートに住んでいるが、父親から岡崎市の農地を借り受け営農しており、今後も営農を継続していくために借用農地付近に住宅が必要となったため、申請地を転用し農家住宅としたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 20 日。本案件は、現在、賃貸住宅にて生活しているが、家具等が増え手狭であるため申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 54 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 20 日。本案件は、現在、借家にて生活しているが、娘と一緒に暮らすこととなり、現在の住まいでは手狭であるため申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 55 番 調査年月日は令和 6 年 7 月 22 日。本案件は、再生可能エネルギー需要の高まりに伴い、事業を拡大するため、太陽光発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 51 番、55 番の太陽光発電設備の設置についてですが、事業者の主体は岡崎市か、市内での実績、市内でトラブルを起こしていないか、他市町村等においても同様の事業を進めているのかについて教えてください。

事務局：事業主体については、申請番号 51 番は東京、申請番号 55 番は京都になります。また、2 社ともに岡崎市では今回が初の申請になりますので、市内での実績やトラブル

等は無く、他市町村での事業計画等については情報をいただいていないため不明です。

酒井(功) 委員：いずれにしても近隣の方とのトラブル等がないように業者への説明はしてもらおうようお願いします。また、申請番号 53 番、54 番については申請面積が少ないですが、どちらの申請も敷地拡大ということによいでしょうか。

事務局：今回の申請地は前面に宅地があり、都市計画法の既存宅の要件に該当するため、既存宅に該当する宅地の購入に伴い、住宅敷地として転用するものになります。

酒井(功) 委員：そのような既存宅の宅地を購入する場合には、誰でも近隣農地を取得し敷地を拡大することが出来るということによいですか。

事務局：一般的な住宅であれば、500 m²以内でかつ必要性が成り立っているものであれば認めることが出来るものとしています。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

小野 委員：申請番号 51 番の太陽光発電設備の設置についてですが、こちらの申請の数年前に、一時転用による埋め立てが行われたと思います。その後、農地として使用されることなく今回の申請が出てきましたが、許可して良いのでしょうか。

事務局：質問いただいた数年前の一時転用による埋め立てをした場所は、今回の申請地の東側にあたると思われます。また、今回の申請地については、過去に埋め立てを行った場所である可能性はありますが、近年中ではないと思われます。ただ、過去埋め立てをしていたとして、それから現在まで耕作をされていたかについては、されていない状況でした。

小野 委員：申請地に埋め立ての申請があったのはおそらく 8 年程前になるかと思えます。今後、この申請のように、一時転用の申請で埋め立てを行い畑にしたのち、畑として利用されることなく別の用途に転用される申請が増えてくるように思われますので、気を付けるようお願いします。

事務局：埋め立て等の案件については、原則転用後 3 年間は次の転用計画を認めないこととしております。また、埋め立ての目的は、申請地を嵩上げし畑にすることで引き続き耕作をしたいというものですので、耕作するようお願いをしております。

小野 委員：承知しました。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 32 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第 33 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局:(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2 件
農地の転用のための届出の受理について	20 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	41 件

農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について

1件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 30 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（8番）

岡崎市農業委員会委員（9番）